仕 様 書 等 に 関 す る 質 問 書 ・ 回答書

案件名	エアマットレス長期借入

質問No.	質問箇所		質問事項	回答
	資料名	ページ番号		
1	賃貸借契約書案	6ページ	（契約第19条2項にて、「請求書受理月」の「翌月」の月末までにお支払いとのご記載の処） 賃貸借料のお支払いスケジュールは、賃貸借期間開始後、1か月毎（ご利用月の「翌月」末期日）の毎月・均等払いでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	賃貸借契約書案	3ページ	契約保証金の免除の要件についてご確認願います。 公立大学法人大阪事務取扱規定の24条8項に定められる免除の要件である「契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき」について、弊社はおそれがない相手方に該当しているとの理解でよろしいでしょうか。	公立大学法人大阪契約事務取扱規定第24条に基づく契約保証金の免除については、公開見積合わせによる契約相手方決定後に、同条各号のいずれかに該当するかを判断いたしますので、現時点で回答はできません。
3	賃貸借契約書案	6ページ	（ご契約第20条） 本賃貸借物件を設置している施設の統廃合等、発注者側の事情により契約を変更または解除する場合、残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	発注者都合による契約変更又は解除となった場合の費用負担等の取扱いについては、解除に至った経緯、受注者に生じた損害その他個別の事情を踏まえ、発注者及び受注者協議のうえで決定するものとします。
4	仕様書一式	1ページ	弊社にて賃貸借契約における動産総合保険を付保させるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	仕様書一式	1ページ	弊社にて付保する動産総合保険は、賃貸借期間開始から賃貸借期間終了まで、物件金額相当額を一定割合低減させる方式にて物件単位で保険金額を設定しておりますが、よろしいでしょうか。	問題ございません。
6	仕様書一式	1ページ	本件、介護用品を対象物件とする賃貸借契約であり、消費税法に定められている通り賃貸借契約は非課税という認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	賃貸借契約	4ページ	（契約第10条） 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	社会情勢の悪化等、受注者の責に帰することができない事由により履行遅延等が発生した場合は、その内容を確認のうえ、契約期間の変更等について協議するものとします。
8	仕様書	2ページ	（保証内容4⑦にて「地震と水害」は対象外とご記載頂いております処） 動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。	仕様書「保証内容4.⑦」に記載のとおり、自然災害（地震、水害）に起因する故障又は破損については保証の対象外であるため、その修理等に要する費用は発注者の負担とします。 また、自然災害による物件の滅失その他の事由により契約の継続が困難となった場合の取扱いについては、発注者と受注者が協議の上で決定するものとします。

9	賃貸借契約	5ページ	契約解除の場合も、受注者での機器の引き取りが必要かと存じますが、「受注者に帰責がない事由」によります契約解除・終了の場合、当該契約終了時点を起点として、 ①（当初予定の賃貸借期間通期の）残賃貸借期間相当の賃貸借料と、 ②物件の返却にかかる撤去費用を含めて、 発注者にて費用ご負担を別途協議いただけますでしょうか	発注者及び受注者のいずれの責めにも帰することができない事由による契約解除の場合の取扱いについては、賃貸借契約書第30条に基づき、発注者と受注者が協議の上で決定するものとします。 発注者の責めに帰すべき事由により受注者が契約を解除した場合の取り扱いについては、賃貸借契約書第24条の規定によるものとします。
10	封筒の記入例	1ページ	・封筒につきまして、ご指定の記載内容を紙に印刷し封筒に貼付する形でも宜しいでしょうか。 ・封筒封筒に会社名等が表記されていても（社名印字済み封筒の使用）よろしいでしょうか。	指定内容を記載した紙を貼付した封筒の提出、社名等が印字済みの封筒の使用、いずれも問題ございません。
11	公開見積合せ　参加に関する注意事項	1ページ	（公開見積合せ　参加に関する注意事項5（1）） ①代理人が持参にて提出させて頂きます場合、委任状の持参は不要で宜しいでしょうか？ ②委任状が必要となります場合、任意様式でも宜しいでしょうか？	委任状の持参は不要です。
12	公開見積合せ　参加に関する注意事項	2ページ	（公開見積合せ　参加に関する注意事項5（4）） 今回、お見積書提出時、同封が必要となる資料はないとの認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
13	見積書	1ページ	見積書の記載方法に関し、下記、ご確認をお願い致します。 ①入見積書に押印は必要でしょうか？ 　この場合、大阪府への届出印の押印で宜しいでしょうか？ ②入札金額は期間60か月の「総額」の表記で宜しいでしょうか？	①見積書への押印は不要です。 ②金額は仕様書記載の契約期間の総額をご記載ください。
14	賃貸借契約書	1ページ	契約書表書きの6「適用除外条項」において除外されるものは仕様書に定められる「保証」以外を示されているものと理解して良いでしょうか？	ご認識のとおりです。
15	賃貸借契約	3ページ	契約保証金が必要となります場合、履行保証保険による取り進めを検討しております。履行保証保険による代用が可能でしょうか？	公立大学法人大阪契約事務取扱規定第24条第1号に基づき、履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金の納付を免除といたします。